

玉名高等学校同窓会 個人情報取扱規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、玉名高等学校同窓会（以下、「当会」という。）における個人情報の適法かつ適正な取扱いの確保に関する基本的事項を定めることにより、個人の権利・利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 用語の定義は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）（以下「法」という。）及び個人情報の保護に関する法律についてのガイドラインに定めるところによる。

(適用)

第3条 本規程は、従業者（当会にあって、直接に当会の指揮監督を受けて、当会の業務に従事している者をいい、雇用関係にある従業員及び当会の会長、副会長、幹事、監事、代議員、支部役員、学年同期会主宰者を含む。）に適用する。

2 本規程は、当会が現に保有している個人情報（その取扱いを委託されている個人情報を含む。）、及びその取扱いを委託している個人情報を対象とする。

(個人情報保護方針)

第4条 当会における個人情報の適法かつ適正な取扱いを確保するため、個人情報保護方針を定める。

2 個人情報保護方針は、従業者に周知せしめるとともに、当会のホームページに掲載する等の措置を講じるものとする。

第2章 管理体制

(個人情報保護管理責任者)

第5条 当会は、個人情報の取扱いに関して総括的な責任を有する個人情報保護管理責任者を設置する。

(1) 個人情報保護管理責任者は、当会の会長とする。

(2) 個人情報保護管理責任者は、個人情報管理担当者を指名し、個人情報管理に関する業務を分担させることができる。

2 個人情報保護管理責任者は、下記各号その他当会における個人情報管理に関する全ての職責と権限を有する。

- (1) 本規程第4条に基づく個人情報保護方針の策定及び代議員会への上程、従業者への周知、一般への公表
- (2) 本規程に基づき個人情報の取扱いを管理する上で必要とされる細則の承認
- (3) 個人情報に関する安全対策の策定・推進
- (4) 個人情報の適正な取扱いの維持・推進を目的とした諸施策の策定・実施
- (5) 個人情報の適正な取扱いの定期点検、安全対策の見直し
- (6) 事故発生時の対応策の策定・実施

第3章 運用

(管理原則)

第6条 個人情報は、本規程に従い適切に分類・管理し、その重要度に応じて適切に取得、移送、利用、保管、廃棄されなければならない。

(利用目的の特定)

第7条 当会は、個人情報の利用目的をできる限り特定する。

- 2 個人情報は、あらかじめ会員の同意を得ずに、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて取扱ってはならない。利用目的の範囲内か否かが不明な場合は、都度、個人情報保護管理責任者に判断を求めなければならない。
- 3 利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると認められる範囲を超えて行ってはならず、変更された利用目的は遅滞なく会員に通知または公表しなければならない。

(利用目的による制限)

第8条 当会は、あらかじめ会員の同意を得ないで、前条の規程により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。なお、次に掲げる場合については、適用しない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、会員の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、会員の同意を得ることが困難であるとき。

(不適正な利用の禁止)

第9条 当会は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならないものとする。

(適正な取得)

第10条 個人情報、偽りその他不正の手段により取得してはならない。

(特定の個人情報の取得の禁止)

第11条 原則として、下記各号に示す内容を含む個人情報は、これを取得し、または第三者に提供してはならない。但し、業務上必要であり、かつ、会員に対し当該情報の利用目的及びその必要性等について適切な情報を明示した上で明確に会員の同意を得た場合、または法令に特別の規定がある場合、あるいは司法手続上必要不可欠な場合はこの限りでない。

- (1) 思想、信条及び信教に関する事項
- (2) 人種、民族、家柄、本籍地、身体・精神障害、犯罪歴その他社会的差別の原因となる事項
- (3) 勤労者の団結権の行使、団体交渉及びその他団体行動に関する事項
- (4) 集団示威行為(デモ等)への参加、国または地方公共団体に対する請願権の行使及びその他の政治的権利の行使に関する事項
- (5) 保健医療に関する事項
- (6) その他個人情報保護管理者の定める事項

(会員から直接個人情報を取得する際の措置)

第12条 申込書・アンケート・契約書等、書面(電子メール、当会ホームページへの記入等電磁的方法も含む)により会員から直接個人情報を取得する場合は、会員に対してあらかじめ利用目的を明示しなければならない。但し、下記各号に該当する場合はこの限りでない。

- (1) 人の生命、身体または財産その他の権利利益を保護するため必要な場合
- (2) 当会の権利または正当な利益を害するおそれがある場合
- (3) 取得の状況に照らし、利用目的が明らかであると認められる場合

(間接的に個人情報を取得する際の措置)

第13条 会員以外の第三者から個人情報を取得する場合は、当該個人情報が当該第三者において適法、適正に取得されたものでなければならず、かつ、当該第三者において、当会への個人情報の提供につき、適法な措置が講じられていなければならない。

(個人データの正確性の確保)

第14条 個人データは、利用目的の達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

(個人データ取扱台帳)

第 15 条 個人情報保護管理責任者は、当会の全ての「個人データ」の種類・内容・保管場所等を記載(データベースへの入力を含む)した台帳を作成しなければならない。

- 2 個人情報保護管理責任者は、前項の台帳を定期的に見直し、最新の状態を維持するよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第 16 条 当会においては、取り扱う個人情報の漏洩、滅失または毀損の防止その他の安全管理のために、人的、物理的、技術的に適切な措置を講じるものとする。

- 2 下記各号に従って適切に個人情報を取り扱わなければならない。
 - (1) 保管する個人情報を含む文書(磁気媒体を含む)は、施錠できる場所への保管、パスワード管理等により、散逸、紛失、漏洩の防止に努めなければならない。
 - (2) 情報機器は適切に管理し、正式な利用権限のない者には使用させてはならない。
 - (3) 個人情報を含む文書であって、保管の必要のないものは、速やかに廃棄しなければならない。
 - (4) 個人情報を含む文書の廃棄は、シュレッダー裁断、焼却、溶解等により、完全に抹消しなければならない。
 - (5) 個人情報を含む文書を他部門に伝達するときは、適切な方法・手順によることとし、必要な範囲を超えて控えを残さないよう扱うものとする。
 - (6) 個人情報を含む文書は、みだりに複写してはならない。
 - (7) その他個人情報の取扱いについて必要な事項は細則に定めるものとする。

(従業員の教育及び監督)

第 17 条 個人情報保護管理責任者は、個人データの取扱いに関する留意事項について、従業員に周知するとともに適切な教育を行う。

- 2 個人情報保護管理責任者は、従業員が個人データを取扱うにあたり、必要かつ適切な監督を行わなければならない。
- 3 個人情報保護管理責任者は、従業員に対して個人情報の保護及び適正な取扱いに関する誓約書の提出を命じることができる。

(委託先の監督)

第 18 条 個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合には、委託先を選定する際に、委託先が個人情報保護法に基づき、当会自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられることについて、あらかじめ確認する。

- 2 個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合には、委託先に安全管理措置を遵守させるための必要な契約を締結する。但し、委託先との間で次の事項を含む契

約を締結する。

- (1) 個人情報の適法かつ適切な取扱い(個人データに対する人的、物理的、技術的な安全管理措置を委託先が講じることを含む)
- (2) 個人情報に関する秘密保持
- (3) 委託した業務以外の個人情報の使用禁止
- (4) 個人情報を取扱う上での安全対策
- (5) 再委託に関する事項
再委託は原則として禁止し、再委託がやむを得ない場合は事前に書面による当会の同意を要し、委託先が再委託先と連帯して責任を負うことの確認
- (6) 契約内容が遵守されていることの確認
- (7) 個人情報に関する事故が生じた際の責任
- (8) 契約終了時の個人情報の返却及び抹消
- (9) 個人情報の取得を委託する場合は、当会が取得の主体であること並びに当会の指定する利用目的を明示するよう義務付けること

(第三者提供の制限)

第 19 条 あらかじめ会員の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。但し、下記各号に該当する場合、会員の同意なく第三者提供ができる。

- (1) 個人情報保護方針に定めた範囲内で第三者提供、共同利用するとき
- (2) 会員の行為によって同窓会の権利や財産等を保護するため必要と認められる場合
- (3) 人の生命、身体または財産の保護のために必要があり、かつ、会員の同意を得ることが困難であるとき
- (4) その他法令に基づく場合

第 4 章 保有個人データの開示等の請求等及び苦情処理

第 20 条 当会は、当該会員が識別される保有個人データの開示（保有の有無を含む）請求には、会員のプライバシー保護のため、会員から開示等請求窓口に対し、原則として会員確認書類を添付した開示請求書により請求があった場合にのみ応じるものとする。

- (1) 開示請求窓口は、同窓会事務局とする。
- (2) 開示請求書の様式は、個人情報保護管理責任者が定めるものとする。
- (3) 会員確認書類は、個人情報保護管理責任者が定めるものとする。但し、開示請求者が会員であることが明らかな場合には、会員確認書類の提出を求めないことができる。

- 2 前項により会員による開示請求であることを確認した場合は、会員に対して書面または会員が同意した他の方法により、遅滞なく当該保有個人データを開示するものとする。また、開示する書面の様式は、個人情報保護管理責任者が定めるものとする。
- 3 前項にかかわらず、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、個人情報保護管理責任者の決定により、その全部または一部を開示しないことができる。
 - (1) 会員または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - (2) 当会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれのある場合
 - (3) 法令に違反することとなる場合
- 4 前項の定めに基づき保有個人データの全部または一部を開示しない旨の決定をしたときは、遅滞なく、会員に対しその旨通知するものとする。この場合、その理由を説明するよう努めなければならない。
- 5 他の法令により、会員に対し当該会員が識別される保有個人データを開示することとされている場合には、第3項は適用しない。
- 6 会員に対し保有個人データを開示する場合には、手数料を請求できるものとする。この手数料は、実費を勘案して、合理的な範囲で個人情報保護管理者が定めるものとする。

(訂正等)

第21条 会員から、当該会員が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって、当該保有個人データの訂正、追加または削除（以下「訂正等」という）を求められた場合には、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき当該保有個人データの内容の訂正等を行うものとする。但し、以下の場合には訂正等の求めに応じないことができる。

- (1) 利用目的の達成に必要な範囲を超えている場合。
 - (2) 他の法令の規定により、特別の手續が定められている場合。
- 2 当該会員が識別される保有個人データの訂正等の請求に対しては、会員のプライバシー保護のため、会員から訂正等請求窓口に対し、原則として会員確認書類を添付した訂正等請求書により請求があった場合にのみ応じるものとする。
- (1) 訂正等請求窓口は、同窓会事務局とする。
 - (2) 訂正等請求書の様式は、個人情報保護管理者が定めるものとする。
 - (3) 会員確認書類は、個人情報保護管理責任者が定めるものとする。但し、訂正等請求者が会員であることが明らかな場合には、会員確認書類の提出を求めないことができる。

- 3 前2項により、保有個人データの訂正等を行ったとき、または訂正等を行わない旨の決定をしたときは、会員に対し、遅滞なくその旨（訂正等を行ったときはその内容を含む）を通知するものとする。
- 4 第1項ただし書により訂正等の求めに応じない場合は、その理由を説明するよう努めなければならない。

（利用停止等）

- 第22条 当会は、会員から、当該会員が識別される保有個人データが、第8条の規定（利用目的の制限）に違反して取得されているという理由、第9条の規定（不適正な利用の禁止）、第10条（適正な取得）の規定に違反して取り扱われたものであるという理由によって、当該保有個人データの利用の停止、消去（以下、本条において「利用停止等」という。）に係る請求を受けた場合であって、利用停止等に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、保有個人データの利用停止等を行うものとする。
- 2 当会は、会員から、当該会員が識別される保有個人データが第19条の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者への提供の停止に係る請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの提供を停止するものとする。
 - 3 当会は、①当該会員が識別される保有個人データを利用する必要がなくなった場合、②当該会員が識別される保有個人データに係る法第26条第1項本文に規定する事態が生じた場合その他当該会員が識別される保有個人データの取扱いにより当該会員の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合、会員から当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を請求があった場合には、これに応じるものとする。
 - 4 当会は、会員から前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、会員の権利利益の侵害を防止するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を行うものとする。
 - 5 第1項乃至第4項の利用停止等又は第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の利用停止等又は第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
 - 6 前条第2項乃至第4項は本条に準用する。但し、同各項における「訂正等」を「利用停止等」又は「第三者への提供の停止」に改める。

(苦情の処理)

第 23 条 当会は、当会における保有個人データの取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

2 個人情報保護管理責任者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備を行う。

第 5 章 その他

(所管官庁への報告)

第 24 条 個人情報保護管理者は、個人データの漏洩の事実または漏洩のおそれを把握した場合には、直ちに所管官庁に報告しなければならない。

(罰則)

第 25 条 当会は、本規程に違反した従業員に対して就業規則に基づき処分を行い、その他の従業者に対しては、契約または法令に照らして決定する。

(改廃)

第 26 条 本規程の改廃は、代議員会において行うものとする。

附則

第 1 条 本規程は、令和 6 年 6 月 8 日より実施する。